

令和5年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 通常総会 議事次第

令和6年3月19日（火）
14:00～14:45
（オンライン開催）

1. 開会

2. 加藤孤独・孤立対策担当大臣挨拶（ビデオメッセージ）

3. 議長選出

4. 議題

（1）令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画（案）

（2）規約改正

5. 報告事項

（1）令和6年2月臨時総会（幹事選任）の表決結果について

（2）令和6年5月「孤独・孤立対策強化月間」の取組について

（3）「孤独・孤立対策推進法」について

（4）令和5年度補正予算、令和6年度当初予算について

6. 閉会

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

令和5年度事業報告（案）

1. 幹事会

幹事によって構成する幹事会を全7開催。孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営に必要な事項の議論・決議の他、孤独・孤立対策に係る情報共有を実施。

2. 各種事業

(1)複合的・広域的な連携強化活動

○分科会開催

- ・ 令和4年度に設けた分科会について継続して実施した。各分科会のテーマ、開催状況は以下の通り。

一分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

- ・ 検討成果をもとに、下記のとおり孤独・孤立対策強化月間、「つながりサポーター」養成などの進捗を図った。
- ・ ソフトバンク株式会社による携帯料金未払者へのチャットボット等への周知。

一分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」

- ・ 担当幹事会を3月25日開催

一分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

- ・ 担当幹事会を7月21日、11月13日、2月22日開催
- ・ 12月15日～1月4日にかけて「孤独・孤立相談ダイヤル」について施行実施。

(2)孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

○シンポジウム開催

- ・ 孤独・孤立対策推進法に関するシンポジウムを全2回オンラインYouTube配信で開催。
- ・ 各シンポジウムタイトルと開催日時・事前申込者数及び当日視聴回数は以下のとおり。

一第1回「孤独・孤立対策推進法の施行へ向けた地域内連携の在り方」

令和5年11月2日(木)10:00-12:30 事前登録者991名、当日視聴回数648回

一第2回「孤独・孤立対策地域協議会設立に向けた地域の取組み」

令和6年3月8日(金)15:20-18:00 事前登録者数706名、当日視聴回数565回

○孤独・孤立対策強化月間(以下、「月間」)(5月)

- ・ 会員をはじめとする多くの団体ほか、全国での孤独・孤立施策の活動についてキャンペーン等のイベント企画し月間において集中的に実施するため、会員の投票により、5月を月間と定め、令和6年5月から本格実施と決定。
- ・ 令和5年5月については、月間用のロゴマークを作成するとともに、月間中の取組を依頼の上、登録された取組みのホームページ公開。

- ・ 8月に「大丈夫！あなたはひとりじゃない」キャンペーンを実施。特設ホームページ、大臣、企業等の座談会等の動画作成、ポスターの作成・配布などを実施。
- ・ 令和6年5月の月間に向けて、ポスターの制作・配布、特設ページの作成、広報動画の制作、公開等を行い、令和6年度月間の事前周知を実施。

○孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進

- ・ 孤独・孤立対策に資する取組事例の募集を行い、86件の回答を得た。内7事例を取材を行い、記事を作成して一般向けに公表。19事例をパワーポイント形式で整え一般向けに公表。81事例をエクセルリストにて、プラットフォーム会員限定に公表した。

(3)情報共有、相互啓発活動

○会員向け情報共有・情報発信

- ・ 会員に対し、内閣官房孤独・孤立対策担当室の活動紹介や孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参加府省庁・会員団体からの情報を、月1-2回程度メールマガジン形式で情報提供。

○事務局訪問記

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問し、日々の活動や考えなどを伺い、その内容を孤独・孤立対策担当室のTwitterにて紹介。2か所への訪問を実施。

○孤独・孤立に関する調査

- ・ 全国の、孤独・孤立対策に資するNPO法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社・任意団体等に対して、他団体との連携した取組みの状況、「つなぎ」の役割を果たす「中間支援機能」による取組みの広がりに関するアンケート調査を実施。
- ・ 有効回答数3,088件。
- ・ アンケート調査に関連付け、好事例の発掘及び成功要因の分析のため、5団体へ現地訪問しヒアリング調査を実施。

○会員募集

- ・ 会員募集チラシのHP掲載などを通じて通年で会員を募集。令和4年2月25日設立当初、会員数は183団体(会員89件、協力会員87件、賛助会員7件)、令和5年3月10日時点、会員数は415団体(会員89件、協力会員87件、賛助会員28件)。
- ・ 令和6年3月1日現在、会員数は547団体(会員359件、協力会員150件、賛助会員38件)。

○勉強会

- ・ 孤独・孤立に係る基礎的な知識を深めるために、「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和4年)」に関する勉強会を、令和5年4月27日に実施。参加者68名。

(4)その他

○「つながりサポーター」養成

- ・ 「分科会1」検討成果のサポーターについて、投票により名称を「つながりサポーター」と決定。

- ・ 検討会を4回開催し、テキスト、カリキュラムを検討、作成し、5箇所(北海道登別市、山形県鶴岡市、奈良県生駒市、日本工学院専門学科、日本生命保険相互会社)でのモデル施行を実施。

3. 総会

令和5年度事業報告や、令和6年度事業計画(案)、その他の事項について確認、決定する。関連イベントとして、「孤独・孤立対策としてのつながりづくり」を開催。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 令和6年度事業計画(案)

目的

孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的に取組を実施。

1. 幹事会

幹事によって構成する幹事会を隔月を目安に開催。孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営に必要な事項の議論・決議の他、孤独・孤立対策に係る情報共有を実施。

2. 各種事業

(1)複合的・広域的な連携強化活動

①分科会開催

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの会員間で共通する課題に対する解決策等の検討に関する活動を行うことを目的に取り組む。また必要に応じて重点計画やいわゆる「骨太の方針」に反映していくことも視野に入れて議論を進める。
- ・ 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに分科会を設ける。各分科会のテーマは以下の通り(令和4年度に「中間整理」とした分科会2、3は、テーマを継続。年度途中において、新たな課題等を踏まえ分科会テーマを設定することも想定。)。一分科会2「分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」
一分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」(本格実施としての孤独・孤立相談ダイヤル等の強化月間及び年末年始の実施・検証を含む)

(2)孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

①シンポジウム開催

- ・ 全国での孤独・孤立施策の事業活動に焦点を当て、地域における現状の認識や気運の醸成を図り、得られた当該情報等の横展開に取り組む。
- ・ 孤独・孤立の実態把握調査の結果や、分科会の検討成果などに関するシンポジウムを3回程度開催する。

②孤独・孤立対策強化月間(5月)

- ・ 会員をはじめとする多くの団体ほか、全国での孤独・孤立施策の活動についてキャンペーン等のイベントを企画し月間において集中的に実施、することとして令和6年

度は本格実施を行っていく。

③孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進

- ・ 令和5年度の実施をふまえて、引き続き地方における孤独・孤立の予防等に効果が表れている取組事例を集め、会員をはじめ自治体や関係機関等へ秀逸なものを含め紹介。

④つながりサポーター養成

- ・ 令和5年度のモデル実施をふまえて、本格実施として、20自治体程度での養成を実施。あわせて、実施状況をみながらテキスト、カリキュラムの再検討を行っていく。

(3)情報共有、相互啓発活動

①会員向け情報共有・情報発信

- ・ 会員に対し、内閣官房孤独・孤立対策担当室の活動紹介や孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参加府省庁・会員団体からの情報を、月1-2回程度メールマガジン形式で情報提供。

②事務局訪問記

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問し、日々の活動や考えなどを伺い、その内容を孤独・孤立対策担当室のTwitterにて紹介。

③孤独・孤立に関するNPO法人等への調査

- ・ NPO等支援組織間及び官民の連携に向けた基礎資料を得ることを目的に、孤独・孤立対策に資するNPO法人等の活動状況・先進事例・課題の把握などを実施。
- ・ 孤独・孤立対策に資する活動に着目し、全国の圏域に所在するNPO法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社・任意団体等に対して、その効果や要因等に関するアンケート調査を実施。

④勉強会

- ・ 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果などの概要説明を実施し、孤独・孤立に係る基礎的な知識を深める。

3. 総会

令和6年度事業報告や、令和7年度事業計画(案)、その他の事項について確認、決定する「令和6年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会」及び、関連イベントを開催。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約の改正について

1. 改正概要

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約」（以下「規約」）を別紙案のとおり改正したい。（なお、改正の施行は令和6年4月1日を予定）

（1）第8条（退会・除名）

会員の除名について、総会議決事項であるところ、1号から4号事由について、幹事会議決・総会報告事項として改正

（2）令和6年4月1日からの組織移管に伴い「内閣官房孤独・孤立対策担当室」を「内閣府孤独・孤立対策推進室」に修正

2. 規約改正を提案する理由

以下により、案のとおり規約改正を提案するものである。

（1）概要（1）について

○会員数の増加に伴い、応答がなく連絡がとれない会員、団体の実態がないと思料される団体などが見られている状況。

※R5.5.19臨時総会にて、議決未回答の会員に対し、5/26、6/1の再連絡、その後のはがき郵送と個別電話連絡を行ったが、未だ1回も応答がない会員が一定数あるところ。また、1団体については、はがきも宛先不明で返送となり、登録ホームページも削除されており、団体の実態がなくなっているものと推定される。

○また、今後、仮に現行規約第8条第2号、4号（特に4号）等の該当があった場合に、これを速やかに除名できず、時間を要することは当プラットフォームの継続に重大な影響を与える懸念があり、適時の除名が要請される。

○他方、総会の開催は一定の準備と期間を要するところ、以上の理由から、適時、機動的に除名が行えるよう幹事会議決事項（総会報告事項）として改正を行う必要がある。

（ただし、現行規約第8条第5号については包括規定であることから、総会決議事項として存置）

（2）概要（2）について

令和6年4月1日からの孤独・孤立対策推進法施行に伴う、孤独・孤立対策担当室の組織移管によるもの。

別紙案：新旧対照表

現行	改正案
<p>(退会・除名)</p> <p>第8条 本会を退会しようとする者は、退会の意志を書面により幹事会に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、該当団体等に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>(1) 1年以上、連絡がとれない場合</p> <p>(2) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき</p> <p>(3) 会員が解散又は営業を停止したとき</p> <p>(4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき</p> <p>(5) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき</p>	<p>(退会・除名)</p> <p>第8条 本会を退会しようとする者は、退会の意志を書面により幹事会に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、該当団体等に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>(1) 1年以上、連絡がとれない場合</p> <p>(2) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき</p> <p>(3) 会員が解散又は営業を停止したとき</p> <p>(4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき</p> <p>(5) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前項第1号から第4号の事由については、幹事会の議決を経て除名することができる。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による会員の退会、前項の規定による会員の除名については、事後に総会に報告を行わなければならない。</u></p>
<p>(事務局)</p> <p>第20条 本会の事務の執行を円滑におこなうため内閣官房孤独・孤立対策担当室に事務局をおく。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第20条 本会の事務の執行を円滑におこなうため内閣府孤独・孤立対策推進室に事務局をおく。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. この改正は、2024年(令和6年)4月1日より施行する。</u></p>

令和5年度臨時総会議決結果

幹事任期満了に係る改選について、書面臨時総会を下記概要で開催し、議決結果は以下のとおり。

【議決結果】

下記の議決概要のとおり臨時総会が成立し、別紙改選案のとおり議決した。

【議決概要】

○議決回答数 181（うち賛成数 179、反対数 2）（回答率 51.3%、有効回答のうち賛成率 98.9%）

○有権会員数 353（令和6年1月18日時点会員数）（総会定足数 89）

【議決方法】

○改選案：別紙

○実施概要

- ・令和6年1月18日よりPF会員あて議決依頼（令和6年2月7日（水）中々）
- ・オンラインフォームまたはメール返信でのオンライン書面開催

《参考：関連規約》

（総会の定足数）

第13条 総会は、会員の1/4の出席をもって成立するものとする。

- 2 前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

（総会の決議）

第14条 総会の議事は、議決に加わることのできる総会出席会員の過半数の賛成により決定する。

- 2 議長は採決に加わることができない。ただし、賛否が可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する会員を代理人として表決を委任することができる。

4 総会の議事に対して、電子メールによる意思表示もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った会員については、総会出席会員として数える。

令和6年度 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 臨時総会

令和6年1月18日（木）
（書面開催）

【議題】

・ 幹事の選任

令和4年2月25日設立総会にて選任された幹事については、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約（以下「規約」）」第19条第1項（幹事の任期）に従い2年の任期であり、今般、任期満了となるところ。そのため、規約第17条第1項（幹事の選任）に従い、以下のとおり再任を行いたい。

■ 幹事選任案（※現行と同一団体再任）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター
特定非営利活動法人 新公益連盟
特定非営利活動法人 あなたのいばしょ（SNS相談コンソーシアム）
特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク
一般社団法人 日本いのちの電話連盟
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター（よりそいホットライン）
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
認定特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ
一般社団法人 全国フードバンク推進協議会
認定特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ
（シングルマザーサポート団体全国協議会）
特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット
NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会
内閣官房 孤独・孤立対策担当室 ※

※ただし、組織移管に伴い、令和6年4月1日以降は、「内閣官房」を「内閣府」に、「孤独・孤立対策担当室」は移管後の室名に読み替えるものとする。

【参考：規約 関連条文】

（幹事の選任）

- 第17条 幹事は、総会の議決において会員の中から選任する。ただし、第5条第1項第二号から第四号までの会員の中からの選任は3以内とする。
- 2 幹事は3以上とする。
- 3 代表幹事および副代表幹事を置く場合は、幹事会の互選により選任する。

（幹事の任期）

- 第19条 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 幹事は、辞任又は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

令和６年５月「孤独・孤立対策強化月間」の取組について

■「孤独・孤立対策強化月間」の設定について

- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会（「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方）において、検討を重ね、「これまでの検討成果」（令和４年１０月７日）において、「相談を知らない層」への対策案として「孤独・孤立対策強化月間・週間等の設定により、集中的な啓発活動に取組む。」とりまとめをおこなった。
- 令和５年３月にプラットフォーム会員の投票により、「孤独・孤立対策強化月間」を５月と決定し、令和４年度通常総会（令和５年３月１４日開催）で投票結果を報告。
- 令和５年４月にプラットフォーム会員あてに、「孤独・孤立対策強化月間」のロゴマーク（強化月間用）の活用及び実施する取組みの登録を呼びかけ、ホームページで公表。

■令和６年５月の「孤独・孤立対策強化月間」について

- 令和６年５月は「孤独・孤立対策強化月間」の初の本格実施の予定。

※なお、「孤独・孤立対策推進法」が令和６年４月１日に施行

同法では以下のとおり第９条で国民の理解の増進等が規定

第９条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

- 令和６年５月の「孤独・孤立対策強化月間」においては、①会員及び関係各所への周知ポスターの作成・配送、活動紹介動画の作成・紹介、専用 Web ページの作成、メタバース空間等のイベントなどを予定するとともに、強化月間中の取組みの登録を広く依頼し、とりまとめの上、専用ホームページでの紹介を予定。
- 以上など、令和６年５月の「孤独・孤立対策強化月間」に向けて官民連携プラットフォームとして様々な広報を図っていくことを予定しているところである。

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

令和6年度からの運営について

■孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

孤独・孤立に関する多様なNPO等支援組織間の連携及び官民連携を促進することにより、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に継続して対応していくことを目的に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を令和4年2月に設置。このプラットフォームを通じ、複合的・広域的な連携強化活動、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、先導的取組・学術研究等の情報共有、相互啓発活動等の実施により、会員の皆様の取組を支援。

■孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）（以下、「推進法」）

令和6年4月1日からの法施行に伴い、プラットフォームの位置づけの根拠条文ができることとなる。

第11条（協議の促進等）

国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

《参考》推進法第20条ないし第25条

なお、あわせて政府機関として、内閣総理大臣を本部長、各大臣を本部員とする「孤独・孤立対策推進本部」が設置。

■内閣官房孤独・孤立対策担当室の組織移管

法施行に伴い令和6年4月1日から内閣官房孤独・孤立対策担当室は、内閣府孤独・孤立対策推進室に移管予定。

これに伴い、官民連携プラットフォームに係る令和6年度諸経費（孤独・孤立対策に資するNPO法人等の連携促進等に関する調査研究事業）については、内閣府令和6年度当初予算に計上。

地域における孤独・孤立対策モデル調査（孤独・孤立対策担当室）

５年度補正予算額 ３．３億円

事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、既存制度を通じた課題解決に加え、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点からも重要です。
- このような活動の拡大を図るためには、地方公共団体（市区町村）が構築する関係者の連携・協働体制の下、NPO等が主体となった取組が必要ですが、「孤独・孤立対策推進のための官民連携の枠組み」や「日常生活における対応」の具体的なイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、官民連携プラットフォームのモデルとともに、日常の様々な分野における「緩やかなつながりづくり」に係る取組モデルを構築し、その成果の全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

- 1 地方版官民連携プラットフォーム事業
地方公共団体（市区町村）を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。
- 2 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル事業
NPO法人や社会福祉法人等非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

資金の流れ



- 新しい政策分野である孤独・孤立対策の連携モデルや取組モデルの蓄積が進み、多様な担い手が育成され、地域における孤独・孤立対策が加速化されます。

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備（孤独・孤立対策担当室）

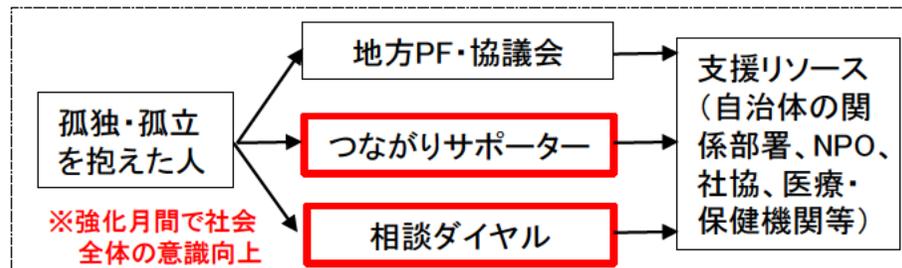
5年度補正予算額 4.1億円

事業概要・目的

- 孤独・孤立の問題が年々深刻化している中、複雑・多様化する困難を抱える方を支援につなぐ対応が求められています。孤独・孤立を抱えた人がだれ一人支援から取りこぼされない社会を目指し、環境整備に取り組めます。
- そのために、①全国統一相談窓口から地域の支援につながる持続可能な仕組みの開発、②地域の一般市民サポーター（つながりサポーター）を通じて当該地域の支援につながる取組の普及に取り組めます。
- 5月の「孤独・孤立対策強化月間」に向けた国民への周知活動においてこれらの活動を紹介し、利用者・実施協力者の拡大を図るとともに、社会全体の孤独・孤立対策にかかる国民の意識を高め、予防効果を高めます。

事業イメージ・具体例

- 国の統一的な相談窓口を設け、全国からの相談に対応し支援につながります。SNS相談との併用、国の窓口⇒県の総合相談窓口⇒市の支援機関への連携の試行、などにより、持続可能な仕組開発につなげます。
- 人の困難に気づいて支援機関につなぐ、一般市民を担い手とする「つながりサポーター」を普及させます。
- 強化月間での取組を通じて改善を図り、孤独孤立問題・つながることの大切さの国民意識を向上させます。



資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月1日施行）を受け、国民の理解増進（第9条）、相談支援（第10条）、人材の確保（第12条）を国として進め、もって孤独・孤立の予防や孤独・孤立状態にある者が支援につながり続ける社会の実現に資するものである。

孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進法施行準備室）

6年度概算決定額 **1. 3億円**
（新規）

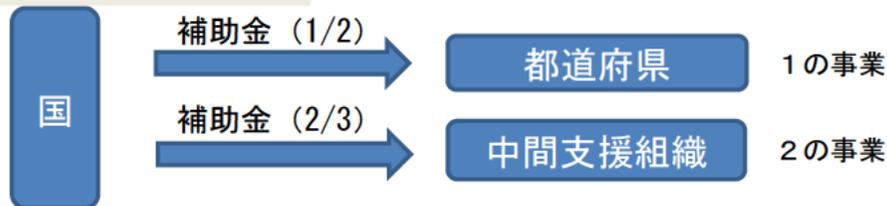
事業概要・目的

- 令和6年4月の孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）の施行による孤独・孤立対策の本格的実施に当たっては、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな対応を行う地方公共団体やNPO等の役割は極めて重要です。同法においては、その責務や関係者の連携及び協力が規定されたところです。
- しかしながら、地方公共団体の取組には大きな差がみられ、地方における孤独・孤立対策の連携体制や推進状況は不十分です。また、現場で支援活動を実践するNPO等の個々の運営基盤は弱く、広域的活動を行う中間支援組織による、いわゆる支援者支援が必要です。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、新たに、地方における官・民・NPO等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援するための交付金を創設します。

事業イメージ・具体例

- 1 地方における孤独・孤立対策推進事業
都道府県を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る取組を支援します。
（事業内容）
 - ・地域における担い手の把握・見える化、連携・協働体制の構築、当該地域における孤独・孤立の状況の把握、セミナー・ワークショップの開催、広報活動、相談窓口設置、人材の養成・資質向上、市区町村の支援など
- 2 孤独・孤立対策担い手育成支援事業
広域的活動を行う中間支援組織を対象として、孤独・孤立対策に取り組む中小規模のNPO等への運営能力の向上や活動基盤の整備に係る取組を支援します。
（事業内容）
 - ・NPO等に対する運営基盤（資金調達、会計処理、広報等）の強化のための伴走支援や専門家派遣、講習会等の実施
 - ・関係者間のネットワーク形成の促進や支援物資・サービスのマッチングシステムの構築など

資金の流れ



期待される効果

- 都道府県が主体となり連携・協働体制を構築することで、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

孤独・孤立対策推進交付金の概要

	1 地方における孤独・孤立対策推進事業	2 孤独・孤立対策担い手育成支援事業
目的	・都道府県が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進する。	・孤独・孤立対策に取り組む民間団体に対する運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織の取組を支援することにより、民間団体による安定的・継続的な孤独・孤立対策を推進する。
実施主体	都道府県	中間支援組織（NPO活動等を支援する非営利法人） ※複数法人から構成されるコンソーシアムによる実施可
交付率	国1/2、都道府県1/2（普通交付税措置）	国2/3、中間支援組織1/3
交付基準額	800万円（交付上限額：400万円）	900万円（交付上限額：600万円）
事業内容	1 地方版官民連携プラットフォームの構築 2 孤独・孤立対策関連事業の実施（以下の複数を取組を選択） ① 孤独・孤立対策の取組方針の作成 ② 孤独・孤立の実態把握や地域資源の調査 ③ 関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動 ④ 住民への情報発信や普及啓発活動 ⑤ 人材確保・育成のための研修 ⑥ 地域協議会の設置 ⑦ 相談体制の整備や居場所の設置、交流機会の創出など当事者等への支援 ⑧ ⑦の活動を行う団体への支援（いわゆる中間支援） ⑨ 管内市区町村の後方支援 ⑩ その他内閣府が必要と認める取組 ※民間団体への委託可能。⑦及び⑧については補助も可能。	日常の様々な分野における緩やかな「つながり」の構築を実践しているNPO等を発掘し、地域の多様な主体との連携・協働を促進するとともに、情報提供、相談対応、研修等による伴走型支援を通じて個々のNPO等の経営力や事業力を高め、孤独・孤立対策の機運醸成と安定的・継続的な推進体制を構築する（原則、一つの都道府県を超えた区域で事業であること）。 ※民間団体への委託可能。 【取組例】 ・孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対する運営基盤（資金調達、会計処理、広報等）の強化のための伴走支援や専門家派遣、講習会等の実施 ・地域の孤独・孤立対策の気運醸成と関係者間のネットワーク形成 ・従来の活動領域を超えた緩やかなつながりづくりのモデル構築 ・支援物資・サービスの効率的な提供に向けたデジタル化支援
対象経費	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費、備品費、改修費（軽微なものに限る）、補助金	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費、備品費、改修費（軽微なものに限る）
予算額	0.7億円	0.6億円

<事業の流れ>

